

公益社団法人宇和島青年会議所 褒賞規程

第1条 正会員、特別会員及び名誉会員として青年会議所活動の昂揚を図り且つ会議所運動に貢献した者に対してその名誉をたたえるために褒賞を行なう。

第2条 褒賞の計画と実施は総務委員長の責任とし、総務委員長は該当者の資格を判定し理事会に提案する。

第3条 褒賞は次の規定に従い実施する。

(1) 対象（1月1日より12月までの期間）

- ① 理事長
- ② 委員会
- ③ 委員個人（特別会員、名誉会員を含む）

(2) 条件

- ① 理事長：任期内の外部拡大、内部充実に顕著な功績を示した献身的努力を称賛し無条件とする。
- ② 委員会：その活動が青年会議所運動に顕著な功績があった委員会
- ③ 個人：本会の目的趣旨を深く理解し、その社会的地位の向上並びに組織の充実に功績のあった個人
 - (イ) 金尾賞はこの内に含まれ入会后2年以内の者を対象とする。
 - (ロ) 多年本会の育成強化に努力され、次年度より特別会員となる会員

(3) 褒賞：褒賞は賞状と記念品とし理事長が行なう。但し理事長褒賞は次期理事長が行なう。

附則

- 1 本規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益社団法人の設立の登記の日から施行する。